交渉（全労働岐阜支部）議事概要

　岐阜労働局長（当局）は、平成２６年１１月１１日（火）、全労働岐阜支部執行委員長（全労働岐阜支部）と交渉を行った。この交渉の概要は下記のとおりである。

記

「全労働岐阜支部」

１　労働行政体制の拡充について

　　　行政運営に必要な定員を十全に確保すること。

２ 賃金改善について

　　「給与制度の総合的見直し」について、職務給の原則に則した公正な賃金水準を確保すること。

３　労働法制の見直しについて

　　労働分野の規制緩和について、労働者・国民の権利保障を一切後退させないこと。

４　民間開放・地方分権について

　　労働者保護の後退につながる民間開放・地方分権を行わないこと。

　５　新人事制度について

　　　労働行政の全ての分野における専門性・総合性の維持・向上を図るため、労働基準監督官の専管事項の拡大を抜本的に見直すこと。

　６　非常勤職員制度と処遇の抜本的な改善について

　　　非常勤職員の雇用の安定と均等待遇を図るため、法制度や諸規程を抜本的に整備し、労働条件の大幅な改善を図ること。

「当局」

　１　労働行政体制の拡充について

　　　労働基準、職業安定、雇用均等いずれの行政においても複雑困難な事案が増加する等行政需要は増大する一方であり、国民の期待に応えるべく労働行政の展開を図るためには、人員体制の確保が不可欠である。

　　　しかしながら、現下の定員事情は極めて厳しい状況であると認識しており、本省に対して働きかけていく。

２　賃金改善について

職員の給与については、公務の特殊性や職員の生活実態等を十分に考慮し、職員が安心して職務に精励できる水準であることが重要であると認識しており、本省や関係部局に対して働きかけていく。

　３　労働法制の見直しについて

労働法制の見直しは、労働条件の改善や職業の確保を図り、もって労働者を保護することが労働行政の主たる任務であることを前提として行われるべきであると認識している。

４　民間開放・地方分権について

労働行政は、労働基準・職業安定・雇用均等行政が相互に連携のもと、国の責任において業務を担うべきであると認識している。

　５　新人事制度について

　　　労働行政の全ての分野で専門性の確保と人材の育成は重要な課題と認識しており、現場の意見や実情を把握しながら必要な事項を本省に要請していく。

　６　非常勤職員の労働条件改善について

　　　行政運営に当たっては、相談員等の非常勤職員による業務対応が不可欠となっており、職務に見合った給与水準の確保と制度の改善について、引き続き本省に対して働きかけていく。